

お 知 ら せ

令和 8 年 (2026年) 6 月 3 0 日

報 道 機 関 各 位

函館市消防本部庶務課
(2 2 - 2 1 4 2)

職員の懲戒処分について

このことについて、別紙のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、
お知らせいたします。

職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

職員の所属等	所属 函館市消防本部 一般職 年代 20代
事案の概要	令和8年5月1日, 亀田郡七飯町字西大沼 320 番地付近の国道 5 号を自家用車で森町方向に走行中, 警察車両に停止指示を受け, 法定速度超過 (32 km 毎時超過) で検挙されたもの。
処分内容	減給 1 月 10 分の 1
処分年月日	令和 8 年 6 月 30 日
その他特記事項	

担当 函館市消防本部庶務課
電話 (0138) 22-2142